

学校教育法施行令の一部を改正する政令等の概要について（新規）

高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更の届出事項化に係る学校教育法施行令の一部を改正する政令等が公布されましたので、その概要や留意事項をお知らせいたします。

4 文科初第 2669 号
令和 5 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

御中

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

学校教育法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

この度、別添 1 のとおり、学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 403 号。「以下「改正政令」という。）が令和 4 年 12 月 28 日に、別添 2 及び別添 3 のとおり、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 18 号。以下「改正省令」という。）及び学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 5 年文部科学省令第 19 号。以下「経過措置省令」という。）が令和 5 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これらの政令及び省令は、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）や『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議の審議まとめ（令和 4 年 8 月 29 日）を踏まえ、所要の改正を行うものです。

これらの政令及び省令の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

各都道府県教育長におかれては所管の通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び通信制の課程を置く高等学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育長におかれては所管の通信制の課程を置く高等学校に対し、各都道府県知事におかれては所轄の通信制の課程を置く高等学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の通信制の課程を置く高等学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の長におかれては所轄の通信制の課程を置く高等学校及び学校設置会社に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いいたします。

記

第 1 改正等の概要

1 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更の届出事項化

- ① 都道府県知事（認定地方公共団体の長を含む。以下同じ。）及び都道府県の教育委員会（以下これらを「都道府県知事等」という。）の認可事項とされている高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更のうち、軽微な変更として文部科学省令で定めるものを認可事項

から除き、都道府県知事等への届出事項とすること。(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)の一部改正)(施行令第23条第1項関係)

- ② 軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げる変更とすること。(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)の一部改正)(施行規則第15条の2関係)
 - (a) 施行規則第4条第1項第8号(賞罰に関する事項)及び第9号(寄宿舎に関する事項)に掲げる事項に係る変更
 - (b) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
 - (c) (a)(b)に掲げるもののほか、都道府県知事等が軽微な変更として認めるもの(施行規則第4条第1項第1号から第7号まで及び第2項各号に係る変更を除く。)

2 施行期日及び経過措置

- ① 改正政令、改正省令及び経過措置省令は、令和5年4月1日から施行すること。(改正政令附則第1項、改正省令附則第1項、経過措置省令附則関係)
- ② 改正政令の施行の時点でされている学則の変更の認可の申請について、次に掲げる申請の区分に応じ、区分ごとに定める時に届出とみなすこと。(改正政令附則第2項・経過措置省令関係)
 - (a) 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長が行う学則の変更の認可の申請 学則の変更がされた時
 - (b) 私立の学校の設置者が行う学則の変更の認可の申請 改正政令の施行の時

第2 留意事項

1 軽微な変更として文部科学省令で定めるものについて

- ① 第1-1②(b)については、例えば、地域の名称や地番の変更に伴う、通信教育を行う区域の名称の変更や通信教育連携協力施設(高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。)の住所の変更が想定されること。
- ② 第1-1②(c)については、(a)(b)に掲げるもの以外を軽微な変更として認める場合には、当該変更が及ぼす影響を考慮し、教育の質の確保に支障が生じないように留意すること。

【別添1】学校教育法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第403号)

【別添2】学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第18号)

【別添3】学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令(令和5年文部科学省令第19号)

【別添4】「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)(抄)

【別添5】「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議(審議まとめ)(抄)

【別添6】関係規定

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

参事官(高等学校担当)付企画係

電話:03-5253-4111(内線3707)

メール:koukou@mext.go.jp

政令第四百三号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項及び第四百四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において）を「高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。以下」に改め、同項第十一号中「高等学校」を「高等学校等」に改め、「変更」の下に「（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）」を加え、同項第十二号中「大学」を「高等学校等の広域の通信制の課程及び大学」に改める。

第二十四条中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第二十六条の見出し中「市町村立高等学校等」を「市町村立幼稚園等」に改め、同条第一項第三号を次のように改める。

三 学則の変更（第二十三条第一項第十一号に規定する学則の変更を除く。）をしたとき。

第二十六条第二項及び第三項中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第二十七条の二第一項第一号を次のように改める。

- 一 目的、名称若しくは位置の変更又は学則の変更（第二十三条第一項第十一号及び第十二号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき。

第二十七条の二第一項第二号及び第二項中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（認可の申請に関する経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に学校教育法第四条第一項の規定によりされている改正前の学校教育法施行令第二十三条第一項第十一号に規定する学則の変更の認可の申請は、当該変更が改正後の学校教育法施行令（以下「新令」という。）第二十三条第一項第十一号の文部科学省令で定める変更に変更に該当する場合には、

文部科学省令で定めるところにより、新令第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定による学則

の変更の届出とみなす。

学校教育法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 十 （略）</p> <p>十一 高等学校等の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）</p> <p>十二 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止</p> <p>三 十 （略）</p> <p>十一 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更</p> <p>十二 私立の学校（大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更</p> <p>十三 （略）</p>

2 (略)

(法第五十四条第三項の政令で定める通信制の課程)

第二十四条 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校等の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校等の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。

(市町村立幼稚園等の名称の変更等についての届出等)

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。)について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならぬ。

2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

(法第五十四条第三項の政令で定める通信制の課程)

第二十四条 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校等の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校等の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものとする。

(市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等)

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。)について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならぬ。

一・二 (略)

三 学則の変更(第二十三条第一項第十一号に規定する学則の変更を除く。)をしたとき。

2 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する高等学校等の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

3 都道府県の教育委員会は、市町村又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校等で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出(当該課程に係るものに限る。)を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人の設置する高等学校等で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)について次に

一・二 (略)

三 学則(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)以下この条及び第二十七条の二において同じ。)の広域の通信制の課程に係るものを除く。)を変更したとき。

2 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する高等学校等の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

3 都道府県の教育委員会は、市町村又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校等で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出(当該課程に係るものに限る。)を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人の設置する高等学校等で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)について次に

掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称若しくは位置の変更又は学則の変更（第二十三条第一項第十一号及び第十二号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき。

二 高等学校等の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 六（略）

2 都道府県知事は、広域の通信制の課程を置く私立の高等学校等について前項第一号の届出で名称の変更又は位置の変更（当該課程に係るものに限る。）に係るものを受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則（高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。

二 高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 六（略）

2 都道府県知事は、広域の通信制の課程を置く私立の高等学校等について前項第一号の届出で名称の変更又は位置の変更（当該課程に係るものに限る。）に係るものを受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

○文部科学省令第十八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十五条の二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第四条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る変更</p> <p>二 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）にあつては都道府県の教育委員会、私立の高等学校にあつては都道府県知事が、軽微な変更として認めるもの（第四条第一項第一号から第七号まで及び第二項各号に掲げる事項に係る変更を除く。）</p> <p>第十六条 学校教育法施行令第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>〔②〕 「略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>第十六条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号（修業年限に関する事項に限る。）及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。</p> <p>〔②〕 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

2 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>学校教育法 施行規則（ 昭和二十二 年文部省令 第十一号）</p>	<p>第十四条</p>	<p>又は学校法 人（私立の 幼稚園を設 置する学校 法人以外の 法人及び私 人を含む。</p>	<p>、学校法人 （私立の幼 稚園を設置 する学校法 人又は学校 設置会社（ 構造改革特 別区域法（ 平成十四年 法律第四百 十九号）第 十二条第二 項に規定す る学校設置 会社をいう 。）以下同 じ。）及び 私立の 幼稚園を設 置する学校 法人以外の 法人及び私 人を含む。</p>
<p>第十五条の 二第三号</p>	<p>都道府県知 事</p>	<p>都道府県知 事</p>	<p>都道府県知 事（学校の 設置会社 の設置に あつては 、特別区域 法第十二 条第一号 の二）</p>

改正前

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>学校教育法 施行規則（ 昭和二十二 年文部省令 第十一号）</p>	<p>第十四条</p>	<p>又は学校法 人（私立の 幼稚園を設 置する学校 法人以外の 法人及び私 人を含む。</p>	<p>、学校法人 （私立の幼 稚園を設 置する学校 法又は学校 設置会社（ 構造改革特 別区域法（ 平成十四年 法律第四百 十九号）第 十二条第二 項に規定す る学校設置 会社をいう 。）以下同 じ。）及び 私立の 幼稚園を設 置する学校 法人以外の 法人及び私 人を含む。</p>
<p>第十五条の 二第三号</p>	<p>都道府県知 事</p>	<p>都道府県知 事</p>	<p>都道府県知 事（学校の 設置会社 の設置に あつては 、特別区域 法第十二 条第一号 の二）</p>

<p>第六條 學校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げる規定の中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>
<p>学校教育法 施行規則（ 昭和二十二 年文部省令 第十一号）</p>	<p>第十四条</p>	<p>又は学校法 人（私立の 幼稚園を設 置する学校 法人以外の 法人及び私 人を含む。</p>	<p>、学校法人 （私立の幼 稚園を設置 する学校法 人又は学校 設置非営利 法人（構造 改革特別区 域法（平成 十四年法律 第九十九号 ）第二十三 条第二項に 規定する学 校設置非営 利法人（私 人を含む） の法人及び 私立学校法 人設置非営 利法人</p>
<p>「略」</p>			

<p>第六條 學校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げる規定の中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>
<p>学校教育法 施行規則（ 昭和二十二 年文部省令 第十一号）</p>	<p>第十四条</p>	<p>又は学校法 人（私立の 幼稚園を設 置する学校 法人以外の 法人及び私 人を含む。</p>	<p>、学校法人 （私立の幼 稚園を設置 する学校法 人又は学校 設置非営利 法人（構造 改革特別区 域法（平成 十四年法律 第九十九号 ）第二十三 条第二項に 規定する学 校設置非営 利法人（私 人を含む） の法人及び 私立学校法 人設置非営 利法人</p>
<p>「同上」</p>			

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕	
〔略〕	第十五条の 二 第三号
〔略〕	都道府県知 事
〔略〕	都道府県知 事（学 校設 置非 営利 法人 の設 置に あ るも つて は、 特別 構造 区域 第一 十項 の規 定に よ り認 定を 受 けた 地方 公共 団 体）

〔同上〕	
〔同上〕	第十八条
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	校設置非 営利法人

○文部科学省令第十九号

学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百三号）附則第二項の規定に基づき、学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令

学校教育法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第二項の規定により改正令による改正後の学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定による学則の変更の届出とみなされる学則の変更の認可の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める時に届出とみなされるものとする。

一 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長が行う学則の変更の認可の申請 学則の変更がされた時

二 私立の学校の設置者が行う学則の変更の認可の申請 改正令の施行の時

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（抄）

（令和3年12月21日
閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

（2）学校教育法（昭22法26）

- （ii）広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可（施行令23条1項11号）については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出とすることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」（抄）

令和4年8月29日

第3章 取るべき対応策

4. 所轄庁の在り方

近年、通信制高等学校の不適切な学校運営や教育活動が見受けられ、また、広域通信制高等学校の設置が増加する中で、所轄庁における通信制高等学校の設置認可や日常的な指導監督（サテライト施設に対するものを含む。）の在り方として、地方分権の観点を踏まえつつ、教育の質の確保・向上を図っていくために国が中心となって以下のような取組を進めていくことが重要である。

（1）所轄庁による指導力の向上

- また、所轄庁において、通信制高等学校の教育の質の確保・向上に向けた方策に重点的に取り組む環境を整えていくことも重要である。このため、所轄庁の広域通信制高等学校に関する事務について、現在、学則変更に当たり全ての事項が認可事項とされているが、例えば、賞罰や寄宿舎に関する事など、ガイドラインに記載がなく通信制高等学校の教育の質確保・向上とは直接的に関わらない事項については届出事項とするなどの見直しを行っていくべきである。

関係規定

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～⑤ （略）

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② （略）

③ 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④ （略）

○学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）（抄）

※学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 403 号）による改正後

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～十 （略）

十一 高等学校等の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）

十二～十三 （略）

2 （略）

（法第五十四条第三項の政令で定める事項）

第二十四条の二 法第五十四条第三項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 学校の設置及び廃止

二 通信制の課程の設置及び廃止

三 設置者の変更

四 学則の記載事項のうち文部科学省令で定めるものに係る変更

（市町村立幼稚園等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一 名称を変更しようとするとき。

二 位置を変更しようとするとき。

三 学則の変更（第二十三条第一項第十一号に規定する学則の変更を除く。）をしたとき。

2・3 （略）

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称若しくは位置の変更又は学則の変更（第二十三条第一項第十一号及び第十二号に規定する学則の変更を除く。）をしようとするとき。

二～六 (略)

2 都道府県知事は、広域の通信制の課程を置く私立の高等学校について前項第一号の届出で名称の変更又は位置の変更（当該課程に係るものに限る。）に係るものを受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

※学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第18号）による改正後

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項

二 部科及び課程の組織に関する事項

三 教育課程及び授業日時数に関する事項

四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

五 収容定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行う区域に関する事項

二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項

③ (略)

第十五条の二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号の軽微な変更として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る変更

二 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校（中等教育学校の

後期課程を含む。以下この号において同じ。) にあつては都道府県の教育委員会、私立の高等学校にあつては都道府県知事が、軽微な変更として認めるもの(第四条第一項第一号から第七号まで及び第二項各号に掲げる事項に係る変更を除く。)

第十六条 学校教育法施行令第二十四条の二第四号の文部科学省令で定める学則の記載事項は、第四条第一項第一号(修業年限に関する事項に限る。)及び第五号並びに同条第二項各号に掲げる事項とする。

② (略)